

山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等を廃止する省令

令和 7 年 3 月

自治財政局交付税課

1. 概要

山村振興法等に基づき、地方税の不均一課税に伴う減収補填措置が行われる場合等を定める以下の 4 省令について、省令の根拠となる法の規定の削除に伴い、廃止する。

- ① 山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成三年自治省令第八号）
- ② 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第十五条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成三年自治省令第十九号）
- ③ 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第十一条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成七年自治省令第三十二号）
- ④ 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第十一条の地方公共団体の特例を定める省令（平成八年自治省令第十二号）

※ これら 4 省令に係る減収補填措置については、令和 6 年度算定において適用がなく、今後も適用の見込みがないため、経過措置は設けない。

2. 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日